

◎独立行政法人石油天然ガス・金属鉱

物資源機構法の一部を改正する法律

(平成二二年六月二日法律第三九号)

一、提案理由 (平成二二年五月二日・衆議院経済産業委員会)

○直嶋国務大臣 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国際的な資源獲得競争が激化する中で、金属鉱物や石油、天然ガスの安定供給を確保することの重要性が高まっております。特に、電気自動車に必要なレアメタルなどの金属鉱物資源の確保は、低炭素社会の構築と我が国の今後の経済成長を図る上で、喫緊の課題となっております。

他方、昨今、為替や資源価格等の動向により資源権益の価格が大きく変化するとともに、技術的に困難な開発プロジェクトが増加する中、我が国企業による資源権益の確保に対して、国として機動的かつ大規模な支援を行うことが必要となつていま

す。

このため、我が国企業による資源権益の確保を支援する役割を担う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構について、金属鉱物の鉱山権益の資産買収に対する支援機能を拡充するとともに、金属鉱物や石油、天然ガスの権益確保を的確に支援するための資金を調達する手段を拡充するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、我が国企業が金属鉱物の鉱山権益の資産買収を行う場合に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がこれを支援するための出資を行うことを可能とします。

第二に、我が国企業が金属鉱物や石油、天然ガスの権益の資産買収を行う場合や資源開発プロジェクトを実施する場合に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がこれらを支援するために出資や債務保証を行うための資金を、政府保証つき長期借入金等により調達することを可能とします。

また、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、政府の行う資源外交と一層緊密に連携しつつ、我が国企業の権益確保の支援を行うことができるよう、主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都に変更します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二二年五月二〇日)

○東祥三君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性がより一層増していることにかんがみ、我が国企業によるレアメタル等の金属鉱物資源確保に対する支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属資源機構の業務の拡充等の措置を講じるものであります。

その主な内容は、

第一に、金属鉱物の鉱山権益に係る資産買収への出資業務を追加すること、

第二に、政府保証つき長期借入金等を活用できる対象業務を拡大すること、

第三に、政府の資源外交との連携を図るため、主たる事務所を神奈川県から東京都に移転すること
であります。

本案につきましては、去る五月十一日本委員会に付託され、十二日に直嶋経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二二年五月二六日)

○木保佳丈君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化し、金属鉱物等の資源の安定的な供給を確保することの重要性が一層増大していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加するとともに、JOGMECが出資や債務保証を行うための資金について政府保証付長期借入金等により調達することを可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、資源確保施策におけるJOGMECの役割、JOGMECの業務に金属鉱物の鉱山買収のための出資を追加する理由、都市鉱山の活用によるレアメタル・リサイ

クルの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二五日)

政府は、海外の資源メジャー各社による事業規模拡大や、資源国における資源ナショナリズムの台頭など資源確保をめぐる厳しい国際情勢の下、我が国にとって、レアメタル等の資源確保が今後の低炭素社会の構築と経済成長を図るために不可欠であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の業務に追加される金属鉱物の資産買収・輸出等のスキームを活用して、我が国民間企業による資源確保に向けた活動を積極的に支援すること。そのために、機構の海外資源に係る情報収集・分析機能を強化して、優良な支援対象案件の発掘に努めること。

二 機構による支援に当たっては、財務の健全性を確保するた

め、財務・法務等の外部専門家の知見も活用し、一層厳格な

リスク審査体制を構築するとともに、支援実施後のフォローアップを適切に行うことにより、効果的・効率的な実施を図ること。

三 海外資源の確保に当たっては、機構のみならず、ODA、政策金融、貿易保険等の実施機関が民間企業と緊密に連携して、オール・ジャパンとして機動的に対応できる体制を構築すること。

四 海洋資源の一層の開発に向け、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発を環境に配慮しつつ促進するため、賦存探査・技術開発の強化及び資源管理・開発促進のための制度整備を進めること。

五 レアメタルについては、海外における資源確保の推進に限らず、いわゆる都市鉱山の活用によるリサイクルの推進や代替材料の開発等を積極的に進め、その安定的な供給確保に努めること。

右決議する。